

議第 35 号

## 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 9 月 2 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

### 提 案 理 由

住民基本台帳法施行令等の改正により、住民票及び個人番号カードに旧氏の併記が可能になることに合わせ、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書についても旧氏が併記できるようにし、印鑑登録証明事務処理要領（昭和 49 年自治振第 10 号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）の改正に合わせて表現を改め、同時に、性的マイノリティに配慮して性別に関する記載を削除するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例

下呂市印鑑条例（平成16年下呂市条例第65号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市が備える<u>住民基本台帳</u>に記録されている者に限り、1人1個の印鑑登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市の<u>住民基本台帳</u>に記録されている者に限り、1人1個の印鑑登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(登録をすることができない印鑑)</p> <p>第5条 市長は、登録を受けようとする印鑑が、次に掲げるもののうちいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、<u>旧氏</u>（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）<u>第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。</u>）若しくは通称（<u>令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。</u>）又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字</p>	<p>(登録をすることができない印鑑)</p> <p>第5条 市長は、登録を受けようとする印鑑が、次に掲げるもののうちいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）<u>第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。</u>）又は氏名若しくは通称の一部を組合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 市長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字</p>

改正後	改正前
<p>圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載されている</u>氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p>	<p>圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録されている</u>氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p>
<p>(印鑑登録原票)</p>	<p>(印鑑登録原票)</p>
<p>第6条 市長は、第4条第1項の規定による印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p>	<p>第6条 市長は、第4条第1項の規定による印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(3) 氏名 (<u>氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載 (法第6条第3項の規定により磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)) をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)) がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称</u>)</p>	<p>(3) 氏名 (<u>外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称</u>)</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>(5) (略)</p>	<p>(5) <u>男女の別</u></p>
<p>(6) (略)</p>	<p>(6) (略)</p>
<p>(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載されている</u>氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けるときにあつては、当該氏名のカタカナ表記</p>	<p>(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録されている</u>氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けるときにあつては、当該氏名のカタカナ表記</p>
<p>(7) (略)</p>	<p>(8) (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、<u>磁気ディスク</u>をもって調整することができる。</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って<u>磁気ディスク</u>に記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）について市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 氏名（<u>氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合</u>にあつては<u>氏名及び当該旧氏</u>、<u>外国人住民に係る住民票に通称の記載されている場合</u>にあつては<u>氏名及び当該通称</u>）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合は</u>にあつては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第14条 市長は、登録者が転出（市の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。）したこ</p>	<p>2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、<u>磁気テープ</u>をもって調整することができる。</p> <p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って<u>磁気テープ</u>に記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）について市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 氏名（<u>外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合</u>にあつては、<u>氏名及び通称</u>）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>男女の別</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合は</u>にあつては、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録の抹消)</p> <p>第14条 市長は、登録者が転出（市の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。）したこ</p>

改正後	改正前
<p>と、死亡したこと、又は氏名、氏<u>（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）</u>若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更した（変更したことに伴い、第5条の規定により登録することができないときに限る。）こと又は外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）その他その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>と、死亡したこと、又は氏名、氏若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更した（変更したことに伴い、第5条の規定により登録することができないときに限る。）こと又は外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）その他その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき、職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

住民基本台帳法施行令等の改正により、住民票及び個人番号カードに旧氏の併記が可能になることに合わせ、印鑑登録原票及び印鑑登録証明書についても旧氏が併記できるようにし、印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）の改正に合わせて表現を改め、同時に、性的マイノリティに配慮して性別に関する記載を削除するため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

- (1) 印鑑登録証明事務処理要領に合わせ、表現を「市の住民基本台帳」から「市が備える住民基本台帳」に改めます。

(第2条関係)

- (2) 登録することができない印鑑について、旧氏を表していないものを加えます。住民票に「記録されている」の表現を「記載されている」に改めます。

(第5条関係)

- (3) 印鑑登録原票及び印鑑登録証明書において登録及び記載する事項に旧氏を加え、男女の別を削り、「磁気テープ」の表現を「磁気ディスク」に改めます。

(第6条、第11条関係)

- (4) 印鑑登録の抹消の事由となる氏の変更について、氏に住民票に記載されている旧氏を含むことを加えます。

(第14条関係)

- (5) この条例は令和元年11月5日から施行します。

(附則関係)